

寒川町情報公開条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ <u>(公文書から除く電磁的記録)</u>	～略～ (削る) (削る)
<u>第2条の2 条例第2条第1号ただし書に規定する実施機関が定める電磁的記録は、会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録とする。</u>	
～略～	～略～
	<u>附 則</u> <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u>